

# 運歩色葉集と印度本第一類節用集

## — 附録諸項をめぐる —

### (一) 運歩色葉集と印度本第一類節用集 (その一)

運歩色葉集の本文に収録された諸項と印度本第一類節用集(弘治二年本類)における附録諸項との類似性を根拠に、書誌的な面で両者に緊密な関係を認めようとする川瀬一馬博士の次のような論がある。

諸國名が各部に分散してある上に、日本國六十餘州名數(國郡名及び田地町數)・日本國里數男女員數等を「カ」部の末に附載してあるのを見ると、印度本類の中でも弘治二年本類の原になつた様な傳本を採用してゐるのではなからうかと思はれる。注記に逆筆年數を多く添附してある等の性質もこれに合する。

本書(筆者注、運歩色葉集)の各部に附録的に存する諸項を併せて考察すると、弘治二年本類の如き附録諸項を、本文中に殆ど包含してゐる事が判り、然も本書は天文十六・七年に編纂せられたものであるから、弘治二年本類の原本の形のものに依據したと言ふ事が出来るのである。

〔古辞書の研究〕八九〇頁

そこで、印度本第一類節用集(弘治二年本類)の附録諸項を中心に運歩色葉集との関係を概観してみよう。

印度本第一類(弘治二年本類)に属する弘治二年本(東京大学図書館

清水登

蔵、南葵文庫旧蔵)、徳遊寺本(伊藤祐晃旧蔵)、了蓮寺伊藤祐晃旧蔵本の亀田次郎氏による新写本、国立国会図書館蔵)、永祿十一年本(学習院大学国文学科研究室蔵、岡田真旧蔵)、寛永十九年本(慶応義塾図書館蔵)の四本について、主な附録諸項及びその配列を示すと次のようになる。

### (巻頭)

弘治二年本	徳遊寺本	永祿十一年本	寛永十九年本
節異名	節異名	廿四節(の一部) 點画少異字	點画少異字
月異名	月之異名	節異名	節異名
		月之異名	月之異名
		月塞方	月塞方

### (巻末)

弘治二年本	徳遊寺本	永祿十一年本	寛永十九年本
數量 傳聞録	數量 傳聞録	數量 傳聞録	數量 傳聞録
十支	十支	十支	十支
十二支	十二支	十二支	十二支
六律	六律	六律	六律
六呂	六呂	六呂	六呂

八音 五声 十二律 十二時  
 五逆 六親 四恩 廿四孝 三家 四判官 三官司 人倫 器財併食物異名  
 京中小路名 南北横三十八町 東西堅十八町 大内之所々殿併十二門名 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者  
 日本国六十余州名数 日本国中郡鄉村里田島併佛宇神宮人家  
 男女等員数目録

八音 五声 十二律 十二時  
 五逆 六親 四恩 廿四孝 三家 四判官 三官司 人倫 器財併食物異名  
 京中小路名 南北横三十八町 東西堅十八町 大内之所々殿併十二門名 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者  
 日本国六十余州名数 日本国中郡鄉村里田島併佛宇神宮人家  
 男女等員数目録

八音 五声 十二律 十二時  
 五逆 六親 四恩 廿四孝 三家 四判官 三官司 人倫 器財併食物異名  
 十三佛併十王逆修日次第 二王 五衰  
 京中小路名 南北横三十八町 東西堅十八町 大内之所々殿併十二門名 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者 三家 四判官 三官司  
 日本国六十余州名数 此土如独鉆形之郡鄉村里田島併佛宇神宮人家  
 男女等員数目録

八音 五声 十二律 十二時  
 五逆 六親 四恩 廿四孝 三家 四判官 三官司 人倫 器財併食物異名  
 十三佛併十王逆修日次第 二王 五衰  
 京中小路名 南北横三十八町 東西堅十八町 大内之所々殿併十二門名 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者 三家 四判官 三官司  
 日本国六十余州名数 此土如独鉆形之郡鄉村里田島併佛宇神宮人家  
 男女等員数目録

経云……

名字抄

六祖云……  
 天竺之五山 震旦之五山 鎌倉之五山 南禅寺 天龍寺 相国寺 建仁寺 東福寺 萬壽寺 天龍寺十境 相国寺十境 十刹

禅宗与公家配官之次第  
 仁義礼智信 御當家御代々之次第  
 細川殿御代々之次第  
 點画小異字

経云……

名字抄

六祖云……  
 天竺之五山 震旦之五山 鎌倉之五山 南禅寺 天龍寺 相国寺 建仁寺 東福寺 萬壽寺 天龍寺十境 相国寺十境 十刹

禅宗与公家配官之次第  
 仁義礼智信 御當家御代々之次第  
 細川殿御代々之次第  
 點画小異字

六祖云……  
 日本東西……  
 唐土東西……  
 人王十三代……  
 諸國名 達磨大師十無益  
 名字抄 氏姓

六祖云……  
 日本東西……  
 唐土東西……  
 人王十三代……  
 諸國名所旧跡 達磨大師十無益  
 名字抄 氏姓

十刹 相国寺塔頭之次第  
 (諸大師入滅事) 禅宗与公家配官之次第  
 御當家御代々之次第  
 細川殿御代々之次第  
 點画小異字  
 書史會要(拔書) いろは 五音相通

右の表によると、「月華方」、「九々数」、「十三佛併十王逆修日次第」、「二王」、「五衰」の附録諸項は、永禄十一年本、寛永十九年本に存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。  
このことについては、橋本進吉博士の『古本節用集の研究』に詳細な調査（古本節用集諸本附録比較表）があり、その関係部分を次に掲げる。

八景ノ詩  
廿四節  
七十二候

印度				本				類
第二		第一		第二		第一		
経亮本	前田本	堯空本	永禄五年本	永禄二年本	和漢通用集	図書寮零本	永禄十一年本	弘治二年本
本朝六十余州	日本国六十余州名数	日本六十余州受領之高下併片名同郡数事	日本六十余州名数	日本六十余州名数	日本六十余州受領之高下併片名同郡数事	(一)	日本六十余州名数	日本六十余州名数
								日本国中郡村里田島併佛字神宮人家男女等員数目録

印度		本		伊勢				本	
第二		第一		第六		第五		第四	
寛永十九年本	永禄十一年本	仁(部)人倫	仁(部)人倫	増刊本	温故堂本	饅頭屋本	森氏本	天正十八年本	伊京集
二王注見卷末	二王注見卷末	卷末・附録	卷末・附録	日本国図					
二王 昔天皇、在国王、而有二、夫人夫人生千子、次第、皆嘗、作佛、第一、俱留孫佛、第二、狗那舍佛、第三、迦葉佛、第四、迦尼佛、乃至第千、接至佛、以上千佛、皆現在、實劫佛也、又第一夫人、生二子、願以成金剛神、居門外、而守護、千兒出世佛法也、後人謂之門前、一也		二王 昔天皇、在国王、而有二、夫人夫人生千子、次第、皆嘗、作佛、第一、俱留孫佛、第二、狗那舍佛、第三、迦葉佛、第四、迦尼佛、乃至第千、接至佛、以上千佛、皆現在、實劫佛也、又第一夫人、生二子、願以成金剛神、居門外、而守護、千兒出世佛法也、後人謂之門前、一也		南瞻部州大日本国正統		南瞻部州大日本国正統		南瞻部州大日本国正統	

「二王」、「五衰」は、印度本第一類（弘治二年本類）には次のように存する。

図書寮零本	卷末・附録
(イ部―ナ部) ヲ欠ク	二王昔天竺有國王而有二夫人一在千子次 那舍佛第一俱留孫佛第二狗那舍佛第三 迦葉佛第四釈迦牟尼佛乃至第十千佛以上 千佛皆現在賢劫佛也又第二夫人生二子云願 以成金剛神居再外而守護千 人謂之阿前二王也

弘治二年本	古部言語進退	卷末・附録
徳遊寺本	五衰注見末	

永禄十一年本	古部数量	卷末・附録
寛永十九年本	五衰注見末	五衰天上身光不現華鬘髮頰兩腋汗流体便 臭穢不潔本座

図書寮零本	古部言語進退	卷末・附録
	五衰注見末	五衰天上○身光不現華鬘髮頰兩腋汗流体 便臭穢不潔本座

「二王」、「五衰」は、印度本第一類（弘治二年本類）において卷末の附録部分に収録され（ただし、弘治二年本、徳遊寺本は附録部分における『二王』、『五衰』を脱落させる）、このことは他の印度本諸本に比し、印度本第一類の特徴と考えることができる。<sup>注一</sup>

印度本第一類ならびに第三類において「二王」、「五衰」は次のように本文中に収録される。

永禄二年本	仁部	数量	卷末・附録
永禄五年本			
蕨空本			
村井本			
八ヤ部一ス			
部ヲ欠ク			
経亮本			
阿足院本			

二王昔天竺有國王而有二夫人一在千子次  
千子次第皆當作佛第一俱留孫佛第二狗  
那舍佛第三迦葉佛第四釈迦牟尼佛乃至第十  
千佛皆現在賢劫佛也又第二夫人生二子云願  
以成金剛神居再外而守護千  
夫人生二子云願以成金剛神居再外  
而守護千兒出世佛法也後人謂之阿前一

ミ「五衰」 ヲ欠ク	古部	言語	卷末・附録
枳園本	五衰天上○身光不現華鬘髮頰兩腋汗流体便 臭穢不潔本座		

また、印度本第一類（弘治二年本類）に属する諸本において「日本国中郡郷村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数目錄」は次のように存し、弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本との注文中に差異がある。日本国中郡郷村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数目錄

- 国六十六 嶋一 郡六百一 郷九万八千 村九十万九千八百五十八 里四十万五千三百七十四 田 八十万九千八百十五町 畠十一万七千四百四十六町廿三歩 佛宇二千九百五十八 神宮二万七千七百十三 不成宮小神一万九千 成宮神三千七百五十 男 八十九億九万四千 女 二十九億四千 八十八人
  - 経云人間輪廻生死不增不减云々 天高事一万八千九百四十里 空遠事四万九十里 弘法大師記之
- (弘治二年本、徳遊寺本)

此土如独鈷形依之佛法盛也又如寶形依之金銀銅鉄等併五穀豊稔也自王城至陸奥東濱三千五百八十七里六町為一里定又至長門西濱一千九百七十八里也二町為一里定行基菩薩所囑日本国中之郡郷村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数國六十六島國二郡六百一郷九万八千八百五十八里四万五千三百七十四田八十万九千八百十五町三段三歩畠十一万七千四百四十六町廿三歩佛宇二千九百五十八神宮二万七千七百十三成神宮三千七百五十不成宮小神一万九千男数十九億九万四千八百廿八人女数廿九億四千八百廿八人也又云男子十九億九万四千八百廿八人女二十五億九万四千八百廿八人也就中女六億四千七百八十三人自男多天高廿四万里地厚五万九千八百七十九里日勢一千由旬月勢一千由旬星勢五千由旬

六祖云鉄田山高廣二十四万里小鉄田山高廣一百里須弥山高廣三百六十万里日本東西二千八百七十里同南北五百卅七里

唐土東西八万一千里同南北六万七千里

人王十三代成務天皇殊始置國名云々已上六十六ヶ國此外島國二ヶ國併六十八

簡或也大國十二相當從五位上國相當從五位下中國十二下國九  
經云人間輪廻生死故不增不減云々天高事一万八千九百四十里空遠事四万九千  
里 弘法大師記之

(永祿十一年本、寛永十九年本)

したがって、弘治二年本、徳遊寺本の附録部分に「二王」、「五衰」を  
欠落させている点、「日本国中郡鄉村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数  
目録」の注文の差異をもって、印度本第一類に属する四本は、その内部  
を弘治二年本、徳遊寺本と永祿十一年本、寛永十九年本とに類を分つこ  
とができる。

その点を運歩色葉集にみていると次のように存する。

二王昔天竺有國王而有二夫人一生千子次第當作佛第一俱留孫佛第二狗那舍佛第三  
者迦葉佛第四釈迦牟尼佛至千子第二夫人人生三子、此三子日願以成金剛神、  
居門外守護千兒出世之法也(丹部)

五衰天人天上体身之光不現花鬘髮頰腋汗流鼻便糞不染本座又説云花冠落地目瞶瞶  
動眷屬離散身光自滅不染本座(古部)

此土如獨鈷形依之佛法成也又如寶形依之金銀銅鉄等併五穀豊稔也自王城陸奥  
東濱三千五百八十七里又自王城至長門西濱一千九百八十七里也行基菩薩所図  
也日本国中之郡道村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数國六十六嶋国二郡六百  
一郷九万八千八百五十八里四万五千三百七十四田八十万九千八百十五町三  
段三步畠十一万七千四百四十六町二十三歩佛宇二千九百五十八神宮二万七千七  
百十三成神宮三千七百五十不成宮小神一万九千男数九十億九万四千八百二十  
八人女数二十九億四千八百二十二人也又云男子十九億九万四千八百八十八人  
五億九万四千八百三十四人也就中女六億四千七百八十三人自男多也

天高廿四万里 地厚五万九千八百七十九里  
日勢一千由旬 月勢一千由旬 星勢五千由旬  
大鉄冨山高廣廿四万里小鉄冨山同一百七十里  
須弥山廣高三百六十七万里  
日本東西二千八百七十里 同南北五百卅七里  
唐土東西八万一千里 同南北六万七千里

(卷末、以上、静嘉堂文庫蔵運歩色葉集による)

運歩色葉集の注文は、永祿十一年本、寛永十九年本のそれに一致す  
る。

したがって、運歩色葉集と書誌的關係があるとされる印度本第一類  
(弘治二年本類)について、「二王」、「五衰」、「日本国中郡鄉村里田畠  
併佛宇神宮人家男女等員数目録」の附録諸項を根拠に、運歩色葉集との  
書誌的緊密さは、弘治二年本、徳遊寺本の類ではなく、永祿十一年本、  
寛永十九年本の類に存するのではないかと推測される。<sup>三</sup>

(二) 運歩色葉集と印度本第一類節用集(その二)

「月塞方」、「十三佛併十王逆修日次第」について、印度本第一類(弘  
治二年本類)の附録部分に、弘治二年本、徳遊寺本は欠落させ、永祿十  
一年本、寛永十九年本、図書寮零本はそれを収録している(ただし、  
『月塞方』については図書寮零本がイ部ナ部を欠くため不明)。該当  
部分を示すと次のように存する。

月塞方 正五・九北 一・六・十東 三・七・十一南 四・八・十二西

(永祿十一年本、寛永十九年本)

十三佛併十王逆修日次第初七日正月十六日不動泰廣王三七日二月廿九日釈迦初江王三  
七日三月廿五日文殊宋帝王四七日四月十四日普賢五官王五七日五月廿四日地藏閻魔  
王六七日六月五日弥勒變成王七、日七月八日薬師泰山王百ヶ日八月十六日観音平等  
王一周忌九月廿三勢至都市王第三年十月十五日阿弥陀轉輪王七年忌十一月十五日阿  
闍十三年同廿八日大日卅三年十二月十三日虚空蔵

(永祿十一年本、寛永十九年本)

十三佛併十王逆修日次第

初七日正月 不動泰廣王 二七日二月 釈迦初江王  
初七日正月 文殊宋帝王 四七日四月 普賢五官王  
三七日三月 地藏閻魔王 六七日六月 弥勒變成王  
五七日五月 薬師泰山王 百ヶ日八月 観音平等王  
七々日七月 薬師泰山王 百ヶ日八月 観音平等王

一周忌九月廿三日 勢至都市王 第三年十一月十五日 阿弥陀轉輪王  
七年忌四月廿八日 阿闍 十三年十一月廿八日

卅三年十二月 虚空蔵

十王号 佛門定製此書大明景泰十殿冥王聖号

泰廣都曹大王 初江龜祿 宋帝冥曹 伍官元琳 開羅明賢關方 變成宝哇

泰山鶴延 平岐王之 都市紫無 轉輪配王

右月舟和尚所志也 佛祖繞紀載六王名不載四王名

(圖書寮零本)

これら「月塞方」、「十三佛併十王逆修日次第」(掲出語は『十三佛逆修日之次第』とあって『十王』を欠く)は運歩色葉集にも存し、次に該当箇所を示す。

月塞方 正五九北 二六十東 三七十一南 四八十二西方(津部)

十三佛逆修日之次第 初七日不動泰廣王 二七日釈迦初江王

三七日文殊宋帝王 四七日普賢五官王 五七日地藏閻魔王

六七日弥勒變成王 七々日薬師泰山王 百ヶ日観音平等王

一周忌勢至都市王 第三年阿弥陀轉輪王 七年阿闍十一月

十三年大日十一月廿八日 卅三年虚空蔵十二月十三日

(志部、以上、静嘉堂文庫蔵運歩色葉集による)

このことから運歩色葉集との書誌的緊密さは、弘治二年本、徳遊寺本の類ではなく、永禄十一年本、寛永十九年本ならびに圖書寮零本の類に認められるものと思われる。

また、「十三佛併十王逆修日次第」は、印度本第一類ならびに第三類に属する永禄二年本、永禄五年本、経亮本ならびに枳園本の本文(之部、数量)にも存する。注三

十三佛併十王逆修日次第

初七日正月 十六日 不動泰廣王 二七日二月 廿九日 釋迦初江王

三七日三月 廿五日 文殊宋帝王 四七日四月 十四日 普賢五官王

五七日五月 廿四日 地藏閻魔王 六七日六月 五日 弥勒變成王

七々日七月 八日 薬師泰山王 百ヶ日八月 八日 観音平等王

一周忌九月 廿三日 勢至都市王 第三年十月 十五日 阿弥陀轉輪王

七年忌四月 阿闍 十三年十一月 廿八日 大日

三十三年十二月 虚空蔵

十王号 佛製此書大明景泰十殿冥王聖号

泰廣都曹大王 初江龜祿 宋帝冥曹 伍官元琳 閻羅明賢 變成宝哇

泰山鶴延 三岐王之 都市紫無 轉輪配王右建仁前住月舟和尚所志也

佛祖繞紀載六王名不載四王名 (永禄二年本による)

「十三佛併十王逆修日次第」に「十王号」ならびに「十殿冥王聖号」の掲出語を附随させている形態など、印度本第二類ならびに第三類は、圖書寮零本のそれと大略一致する。

また、運歩色葉集ならびにこれら節用集諸本の「七年忌」の注文中には差異が認められ、その部分を示すと次の如く、「十一月十五日」と「一月四日」の二系統にわかれる。

七年阿闍十一月 (運歩色葉集)

七年忌十一月十五日阿闍 (永禄十一年本、寛永十九年本)

七年忌四月 (圖書寮零本、永禄二年本、永禄五年本、経亮本、枳園本)

このことは運歩色葉集と永禄十一年本ならびに寛永十九年本とが書誌的に緊密な関係にあるとする仮説を積極的に裏付けるものと考えられる。

(三) 運歩色葉集と寛永十九年本節用集

次に永禄十一年本に存しない、寛永十九年本にのみ認められる附録諸項について概観してみよう。

「書史會要」ならびに「いろは」は、永禄十一年本には存しない、寛永十九年本にのみ認められる附録諸項で次のように存する。

書史會要云日本国於宋景德三年嘗有僧入貢不通華言善筆札命以廣對名寂照号圓通大師國中多習王右軍書照頗得筆法後南海商人船自其國遠得國王弟与照書祇野人若愚又左大臣藤原道長書又治郎卿源從英書凡三書皆二王之迹而若愚章草特妙中土能書者亦鮮及紙墨光精左大臣乃國之上相治郎九卿之州也日衰余与其國僧日克全字大用者解后干海障一禪刹中頗習華言云彼中自有國字字母僅四十有七能通識之便可解其音義因索寫一通叩以理其懸轅成字処髣髴篆古字法也全又以彼中字牀寫中國詩文強不可讀而筆執從橫龍蛇飛動儼有顛素之遺則今以其字母附於此云

い	以又近	ろ	羅	は	法平声	に	宜	ほ	波又近婆	へ	別平声近	と	多又近駄
ち	啼又	り	梨	ぬ	奴	る	廬	を	窩	わ	袷	か	楷作鷄
れ	俠	そ	座平声又	つ	土平声	ね	尼縮舌	な	乃	ら	阿頼々作	む	謨
る	伊	の	那	於	和又近	く	枯	や	翁作喚	ま	埋	け	拈
江	江	て	縮平声	あ	換作喚	さ	篩又近	き	欺又近	ゆ	由	め	女
じ	戸又近	多	緊	ひ	非	も	摩	せ	蛇又近	す	暍又近	み	皮又近
師													

假如日天則云てむ日地則日ち山則云やま日水則云みつ日日則云ひ日月則云つき日筆則云ふて日墨則云すみ日紙則云かみ日硯則云すこり大意不遇過如此以呂波仁保へ土 知利奴留遠和加与太礼所津祿奈良牟宇為乃於久也末計不今江天安左幾由女美之 惠飛毛世寸 京 凡我朝以以呂波之起專尋深義全非世間淺邊法八万法藏之肝心十二部經之骨髓

也常住佛性之妙理醍醐甚深之秘密也只接色葉四十七字是以弘法大師對護命僧正字法相大乘奧義以其次護命言菩薩之行願不如度世間非法之衆生廣濟群生之方便不過與大乘至極之法利手然者尊淺機於深法入愚鈍於大乘尤為至要即貴賤同通書札上下等讀文字可作真書依之和涅盤經四句偈造之即今色巴是也彼文云諸行無常是生滅法生滅々已寂滅為樂此偈意也色ハ句ト散ヌルヲ者諸行無常之句ニ當也我代誰ソ常ナラン者是生滅法ノ句ノ意也為有為與山今日越テハ生滅々已ノ句也淺キ夢不見不醒醉者寂滅為樂之意也終加京字事表涅槃常住之城也故問へ文字之正字云何答天地八陽經云以二二字作人云とへ字是也問四十七字其證如何西域記云梵王所製原始乘則四十七言文則傳來流布悉曇摩多体之文是也御製作偏依之也色ハ句ト散ヌルヲ花ハ色々ニ咲トモ程モナク散ラ盛者必衰世間ノ無常ニ譬タリ万ツ皆假染ノ宿アタナル事夢幻ノ如シ誰カ常ニアルヘキ故ニ我代誰ソ常ナラン仁王經云神ハ無常ノ主形ハ無常ノ家云と主ハ形ヲ家トス形神共ニアタニシテ光ノ露ニ宿レルカ露モ落宿レル光モ失カ如シ迷ノ境界ヲ有為ノ與山ニ喩也譬ハ道ニ迷タル者酒ニ酔タル者與山ノ遙ナルニ入可出方モ不知登レ峰下谷如シ自無始本覺真如都ヲ出テ無明ノ酒ニ酔智恵ノ眼盲テ難逢佛教モ信セス若悟佛道ニ帰スレハ有為ノ與山今日越テ淺キ夢不見醒モセス也

「書史會要」ならびに「いろは」は、印度本第一類に属する圖書寮零本の附録諸項に存し、次のようにある。

日本国於宋景德三年嘗有僧入貢不通華言善筆札命以廣對名寂照号圓通大師國中多習王右軍書照頗得筆法後南海商人船自其國遠得國王弟与照書祇野人若愚又左大臣藤原道長又治郎卿源從英書凡三書皆二王之迹而若愚章草特妙中土能書者亦鮮能及紙墨光精右大臣乃國之上相治郎九卿之州也日衰余与其國僧日克全字大用者偶解后干海障一禪刹中頗習華言云彼中自有國字と母僅四十有七能通識之便可解其音義因索寫一過就叩理其懸轅成字処髣髴篆古字法也全又以彼中字牀寫中國詩文強不可讀而筆執從橫龍蛇飛動儼有顛素之遺則今以其字母附於此

い	以又近	ろ	羅	は	法平声又	に	宜	ほ	法又	へ	別平声近	と	多又近
ち	啼又	り	梨	ぬ	奴	る	廬	を	窩	わ	袷	か	楷作鷄
れ	俠	そ	座平声又	つ	土平声	ね	尼縮舌	な	乃	ら	阿頼々作	む	謨
る	伊	の	那	於	和又近	く	枯	や	翁作喚	ま	埋	け	拈
江	江	て	縮平声	あ	換作喚	さ	篩又近	き	欺又近	ゆ	由	め	女
じ	戸又近	多	緊	ひ	非	も	摩	せ	蛇又近	す	暍又近	み	皮又近
師													

つ土平声又 ね縮舌 乃平 阿頼作平 謀う鳥  
 の伊 の那 於和又 枯 や翁作喚 埋 け茄 蒲又 軻  
 江奚 て隣平声縮 あ挨作喚 さ飾又近 き欺又近 ゆ由 め女乎 み皮  
 又近 し戸又近 髪平 非 も摩 せ地又近 す疏又近  
 假如日天則そら日地則云ち日山則云やま日水則云みつ日日則ひ日月則云つき  
 日筆則ふて日墨則すみ日紙則かみ日硯すこり大意不過如此 書史會要叙云右  
 月舟和尚所記也

寛永十九年本の注文と圖書寮零本のそれとを比較してみると、圖書寮零本の「いろは」の附録諸項の末に「……右月舟和尚所記也」の注文が存する。このことは「いろは」の附録諸項としての古態を示すものである。また、寛永十九年本には、「以呂波仁保……有為ノ奥山今日越テ浅キ夢不見酔モセス也」のような長文が存し、圖書寮零本には存しない（その他の節用集諸本にも認められない）。

ところが、この長文は、静嘉堂文庫蔵の運歩色葉集を除く、他の運歩色葉集古写本三本（京都大学附属図書館蔵元龜二年本、京都大学文学部国語国文学研究室蔵天正十七年本、津市西來寺蔵天正十五年本）の巻頭に存し、次のようにある。

以呂伴仁保へ土知利奴留遠和加与太礼所津林奈良牟字為乃於久也未計不令江天安左幾由女美之惠比毛世守 京

凡我朝以呂伴之起專尋深義全非世間邊之法。八万法蔵之肝心十二部經之骨髓也。常住仏性之妙理醍醐甚深之秘密也只接。色葉四十七字是以弘法大師對護命僧正学汁相大乘奥義以其次護命菩薩之行願不如度世間非法之衆生廣濟郡生之方便不過與大乘至極之法利乎然者尊踐機於深法入愚鈍大乘尤為至要即貴賤同通書札上下等讀文字可作真書依之。和涅槃經四句偈造之即今色葉是也。彼文云諸行無常是生滅法生至滅已寂至為樂此偈意也。色句散者諸行無常之句當也。我代誰常者生滅法之句之意也。有為之奥山今日越。生至滅已句也。淺夢見之不散者寂滅已樂之意也。終加三京字一事表涅槃常住之城。故問。文

字之正字云何答天地八陽經云以く二字作人云へ字是也問四十七字其證如何西域記云梵王所製原始乘則四十七言文則傳來流布悉疊摩多体之文是也御製作偏依此也色へ句散。花へ色ニ咲共程。散ヲ盛ナ者必衰。世間無常之譬。万皆假染之宿。事夢幻之如。誰常ニハ故ニ我世誰常。仁王經云形無常之家神無常之主。神形為家。形神共。光露宿。露落宿。光失。如迷之境。有為之奥山。醫道。者酒。醉者。奥山。遙。入可出方。不知登降。下谷如。自無始本。覺真如之都。出。無明之酒。醉智惠之眼。盲。難。逢。仏教。信。若悟。仏道。歸。有為之奥山。今日越。淺夢不見酔モセス也。

天文十七年 著雅活灘 菊月吉辰

(元龜二年本運歩色葉集による)

このような長文が両者に存在するという事実は、運歩色葉集と寛永十九年本との書誌的關係が緊密であることを裏付けるものと考えられる。寛永十九年本における同長文帽頭部分の「以呂波仁保へ土……運歩色葉集・以呂伴仁保へ土……」などは、運歩色葉集もしくは運歩色葉集が依ったと思われる關係資料が寛永十九年本の附録諸項の校合に参加したのではないかと推測されるのである。

(四) 寛永十九年本節用集における附録諸項

本文ならびに附録諸項について、印度本に属する諸本と寛永十九年本とを比較してみると、寛永十九年本が独自に有する附録諸項は、次の如く、「相国寺塔頭之次第」、「諸大師入滅事」、「五音相通」、「八景ノ詩」である。

寛永十九年本	印度本諸本
相国寺塔頭之次第	—
(諸大師入滅事)	—
五音相通	—
八景ノ詩	—
廿四節	經亮本・枳園本の附録・巻末に存する



七十 二候 經亮本・枳園本の附録・卷末に存する

寛永十九年本にそれぞれ次のように存する。

相国寺塔頭之次第

鹿苑院

崇寿院 特賜夢窓正覚心宗普濟玄猷佛統太国師講疎石字夢窓觀應二年辛卯九月晦日示寂

大智院

常徳院 智覚普明国師講妙葩字春屋嘉慶二年戊辰八月十三日示寂七十八歳南禅佛日常光国師講明應字空谷嗣玄無極

雲頂院

玉龍庵 佛日常光国師講明應字空谷嗣玄無極太清和尚講宗渭嗣梅雪村明徳元年辛未六月十九日示寂七十一歳南禅

勝定院

法住院 雲溪和尚講支山嗣梅雪村相国佛智廣照淨市翊聖国師講中津字絶海

普廣院

惠林院 性真圓智禅師講中諦字觀中應永十二年乙酉四月五日示寂六十三歳相国

慶雲院

慈照院 大岳和尚講周崇嗣妙誠黙翁無求和尚講周仲應永二十年癸巳十二月十八日示寂八十一歳南禅

長得院

宝聚軒 在和尚講中滝嗣澤龍飲正長元年戊申十月七日示寂南禅佛惠正續国師講惠大歳字鄂隠嗣津絶海

梅熟庵

梅子庵 應永卅一年甲辰二月十八日示寂天龍古庵和尚講周勝鏡智法明禅師

(諸大師入滅事)

如來大師入涅槃 景常山開山龍湫和尚講妙澤嗣石夢窓開基無傳和尚諱阿灯嗣沢龍湫應永四年丁丑十一月十五日示寂

迦葉尊者入滅 至今享祿五 已以二千四百十五載

達磨大師入滅 大唐大通二年正和三年戊申至今大永七年已以千二載

千光祖師入滅 建保三年乙亥七月五日至今大永七年已以三百十三載

聖徳太子入滅 至今享祿五 已以九百三年

弘法大師入滅 至今享祿五 已以六百九十七載

行基菩薩入滅 至今享祿五 已以七百九十三載

五音相通

喉

フ ヨミニ云時思扇之類是也

ウ 音ニ云時宮商之類是也

ム ロヲフサイテ云時梅之類是也

ウ ロヲ開キテ云時鶯之類是也

舌

ハヒフヘホ

マミムメモ

ワイウエラ

唇

ハ景ノ詩

漁村

烟寺

瀟湘

洞庭

江天

遠浦

一江晴日滿沙汀 賣尽魚來酒半醒 簑笠未乾榔板靜 一声、横笛數峰青

鐘送斜陽出暮山 途知烟寺隔 前灣翁山莫怪掃來晚

欲待峰頭月上還

古渡沙平漲水痕 一篷寒雨滴黃昏 蘭枯蕙死無尋處 短此難招楚客魂

四面平湖滿一山 阿螺響說中看岳陽樓 上聽長笛訴 尺嶠距行路難

閑里江天差心願之花如糸 纒平林橋橫路斷 馬啼滑 更流藍閣薄不禁

可辺刹境入臺端 帆落秋江隱 勢風殘照未收 漁火動老翁 因自說江南

平沙 點々随群旧処栖夢花芦葉暗長堤天寒水冷難成宿於自依之怨  
別離

山市 雨絶雲脚一劍長沙 隱殘虹帶吐瀉最好市橋官柳糸酒旗 播曳客思

これらの「相国寺塔頭之次第」、「諸大師入滅事」、「五音相通」、「八景ノ詩」の附録諸項は、寛永十九年本の類において何かの資料に基づき加筆されたものであろう。「諸大師入滅事」の項では、逆算年数の基準年代を「大永七年」、「享祿五(年)」とする注文になっている。当時このような記事を有する資料が存在していたものと推測される。

このような記事は、伊勢本に属する天正十七年本節用集(天理図書館蔵)の表紙見返しに

釈迦之入滅ハ二千五百三十八年也 日本天正十七年迄也

達磨示寂ハ千六十四年也 日本天正十七年マテ

とあり、寛永十九年本の類も天正十七年本と同様な資料に依ったものと推測される。

(五) まとめ

印度本第一類(弘治二年本類)について、「三王」、「五衰」、「日本国中郡郷村里田島併佛宇神宮人家男女等員数目錄」の附録諸項をもとに、弘治二年本、徳遊寺本と永祿十一年本、寛永十九年本とにその内部において類を分つべきであること、また、それらの附録諸項から、運歩色葉集との書誌的緊密さは、印度本第一類(弘治二年本類)のなかでは永祿十一年本、寛永十九年本の類にもとめるべきであろうと推測した。

本稿では、それに「月塞方」、「十三佛併十王逆修日次第」の附録諸項を加えることによって、運歩色葉集と永祿十一年本、寛永十九年本とが書誌的に一層緊密な関係にあることを裏付けることができた。それに加えて、寛永十九年本の附録諸項「いろは」をとりあげ、運歩色葉集と一

層緊密な関係にある類としては、寛永十九年本の類ではないかと予測してみた。先学諸賢の御教示をお願い申し上げる。

注一 天正十七年本節用集に「五衰 注見末」(古部、言語)とあって、附録諸項に「五衰」を欠いてはいるが、弘治二年本類と同様な特徴を有する。易林本節用集に「五衰 身光不現華髮萎頰面腋汗流跡便臭穢不樂本座二天上之——」(古部、数量)とある。

注二 拙稿「運歩色葉集と印度本第一類節用集」(長野県短期大学紀要第四十号)

注三 易林本節用集に「十三佛 不動釋迦文殊普賢地蔵弥勒薬師観音勢至阿弥陀阿闍大日虚空蔵」(之部、数量)とある。

注四 「果して然らば、諸本中、最原本に近いのは圖書寮琴本であって、此の本は、原本に稍語を増加し、但、註を簡単にしたもの」(『古本節用集の研究』一七三頁)